

社会福祉関係災害対策要綱

- 社会福祉協議会、ボランティア、 民生委員・児童委員分野マニュアル

平成8年3月31日
全国社会福祉協議会

第1章 救援活動の考え方

第1節 救援活動の基本的な考え方と役割

第1 救援活動の基本的な考え方

視点

このたびの阪神・淡路大震災は、高齢社会のなかでの初めての大規模な都市型災害であり、とりわけ高齢者や障害者に深刻な被害や生活困難をもたらした。こうしたなかで高齢者、障害者、児童などの要援護者(以下「要援護者」という。)に対する防災体制や災害時の救援体制のあり方が大きな課題となっている。

一方、多くのボランティアが救援活動に参加し、国民のボランティア活動への大きな関心と呼んだが、ボランティアが被災地で有効に活動できるように、受け入れやコーディネートなど、活動支援の位置づけや、その方法についての検討が急務となっている。

このような教訓にたち、社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、福祉を実施する立場から地域の防災体制に積極的に参画し、災害時の要援護者への福祉的な援助や生活支援を行う必要がある。

さらに、ボランティア活動に対する支援の方法について、国、都道府県、市町村の各段階で防災計画や災害対策に明確に位置づけられるよう働きかけ、災害時には、自らこれらの役割を担い、さまざまな社会福祉関係機関や団体と協力して救援活動を行うものとする。

最低限行うこと

(1) 市区町村社協は、地域の中核的な社会福祉の

専門機関として、その地域の防災計画に積極的に参画し、災害時における要援護者に対する生活支援などの福祉的な援助活動やボランティア活動への支援などが明確に位置づけられるよう働きかける。

災害時には、地域の災害対策・救援体制の中で、地区社協、民生委員・児童委員、地域のボランティア団体とともに福祉施設(以下「施設」という。)や社会福祉関係機関や団体と連携して、社協の機能や事業の特質を活かした救援活動を行う。

(2) 都道府県・指定都市社協及び全社協は、このような取り組みを進めるために、市区町村社協などの協力により、取り組むべき救援活動の内容やその支援体制について明らかにし、災害時に速やかに救援活動を行えるよう平常時より体制整備などに取り組む。

あわせて国や都道府県での防災計画に、社協などによる救援活動の役割を明確に位置づけるよう取り組みをすすめる。

第2 救援活動の役割

視点

社協等による救援活動の役割は、以下のとおりとする。

要援護者への福祉的な支援

救援活動を行うボランティアの受け入れやコーディネートなどのボランティア活動に対する支援

地域のコミュニティ再生に向けた支援

最低限行うこと

(1) 被災地の市区町村社協などの社会福祉関係機

関や団体は、在宅福祉サービスをはじめ日常の事業や活動を活かし、災害により最も深刻な生活困難に見舞われる要援護者に対して、福祉の専門性をもった個別援助を行う。

【具体的な活動例】

要援護者などのニーズ把握や安否確認
福祉に関する相談及び情報提供
緊急の在宅福祉サービスの提供（ホームヘルプ、入浴サービス、食事サービスなど）
ケア付き避難所の設置運営
ボランティアや近隣住民などと連携したさまざまな生活支援活動 など

(2) 被災地の市区町村社協などの社会福祉関係機関や団体は、ボランティアセンター機能などを活かして、自発的に救援活動にあたるボランティアや民間組織による支援活動が、被災者にとって有効な活動となるようなさまざまな支援を行う。

行政や関係機関と連携し、当該地域のボランティアの受け入れ体制を確保する。

さまざまなボランティア団体、NGO組織、企業、労働組合、協同組合など、民間組織による支援活動のネットワーク化を進める。

ボランティアが適切に活動し、また自らの活動を発展していくような活動プログラムを紹介するなどのコーディネートを行う。

(3) 被災地の市区町村社協などの社会福祉関係機関や団体は、発災直後から地域住民の救援活動や福祉的ニーズの把握に努め、長期的には、被災した人びとの生活の自立や地域のコミュニティ再生のために、復興の状況に応じた救援活動、支援活動を展開する。

第2節 福祉救援対策本部体制による救援活動

第1福祉救援対策本部体制による組織的な救援活動の展開

視点

市区町村社協は、災害時に救援活動を行うために、民生委員・児童委員、施設、ボランティア団体及び障害者団体などの社会福祉関係機関や団体の協力によって、市区町村社協に福祉救援対策本部を組織し、それぞれの機能、事業の特質を活かした救援活動を展開する。

最低限行うこと

(1) 地区社協は、日常の小地域ネットワーク活動や地域の助け合い活動を活かし、被災者の福祉的なニーズの把握や、生活支援活動などを行う。また、復興の状況にあわせて、住民とボランティアが協力したコミュニティ再生に向けた支援活動を展開する。

なお、地区社協は日頃より町内会などと密接な関係にあるので、町内会の活動との連携に努め、予め役割分担を明らかにしておくことが必要である。

(2) 民生委員・児童委員は、日常の職務や活動の成果を発揮し、要援護者の安否確認やニーズ把握を行うとともに、個別援助や生活支援への橋渡しを行い、地域に密着した支援活動の中心的役割を果たす。

発災直後からの福祉救援対策本部による要援護者の安否確認やニーズ把握に協力し、要援護者の所在地などの情報を提供するとともに、自らも福祉救援対策本部と連携しながら支援活動を行う。

ニーズ把握により専門的な援助や日常生活支援が必要な場合には、福祉救援対策本部に情報提供し、各種福祉サービスや専門的な援助、ボランティア活動による生活支援などにつなげる。

(3) 地域のボランティア団体は、福祉救援対策本部の調整により、要援護者などへの生活支援活動を行うとともに、市区町村外からの救援活動にあたるボランティアや活動団体との調整、受け入れなどのため、ボランティアコーディネート業務への協力を行う。

(4) デイサービスセンター、ホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスを実施する市区町村社協や施設は、利用者の安否確認を行うとともに、災害により新たにサービスを必要とする被災者に対して緊急に福祉サービスを提供する。とりわけデイサービスセンターや地域福祉センターなどは、「ケア付き避難所」としての機能を持たせ、要援護者のケアを行う。

(5) 障害者団体などの福祉団体は、団体の会員でもある要援護者や家族などの安否確認及びニーズ把握を行い、福祉救援対策本部と連携し、救

援活動を行う。

- (6) 社協職員をはじめ、福祉救援対策本部に協力する社会福祉関係機関や団体の社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパーなどの専門職は、福祉救援対策本部と連携して救援活動の企画・調整・実施にその専門性を発揮するよう努める。

第2 全国のネットワークによる支援体制 視点

災害においては、被災地域の社協や施設などの専門機関なども被災を受け、その機能が低下している一方で、ライフラインが途絶するため、福祉ニーズは増大する。また、救援にあたるボランティアへの対応件数も膨大になることが予想される。

災害時の社協等による救援活動は、状況に応じて一定の期間、被災地域の社協と全国の社協のネットワークによって共同で展開する。そのために、都道府県・指定都市社協は近隣社協との相互支援のため、災害援助協定の締結や初動体制のマニュアル化をすすめる。

最低限行うこと

被災状況に応じて一定期間、市区町村社協、都道府県・指定都市社協及び全社協のネットワークによる社協職員の派遣などを通じて、被災地域の救援活動を支援する。また、被災地の市区町村社協も、このような外部からの支援を積極的に受け入れ、地域の被災者の救援活動を効果的に展開する。

- (1) 被災地やその近隣の都道府県・指定都市社協及び全社協は、速やかに被災地の情報を収集し、実態に応じて被災地市区町村社協などの救援活動を支援する。

また、全国の社協や関係機関への情報提供、応援要員やボランティアの派遣の調整などの業務を行うために、災害の状況に応じて速やかに被災地または近隣の都道府県社協に合同本部、全社協に全国本部を設置する。

さらに合同本部は、被災市区町村または周辺市区町村社協に現地事務所を設置し、被災地の社協等による福祉救援対策本部と一体となった救援活動を展開する。

- (2) 都道府県社協は、自らの社協が被災し、合同本部の設置などのための十分な機能を発揮しえない場合などを想定して、事前に近隣社協やブロック内での災害時のネットワーク化を図り、

相互支援のための災害援助協定などを結ぶ。

- (3) このような支援体制が速やかに整備されるよう、発災直後からの被災地の状況を総合的に把握するなどの初動期の体制を平常時より整える必要がある。そのために初動体制について、市区町村社協、都道府県・指定都市社協及び全社協の間に相互の情報交換や調整を行うシステムをマニュアル化する。

第3節 福祉救援活動のための条件整備

第1 拠点及び活動資金の確保

視点

福祉救援対策本部として救援活動を行うための拠点の確保、活動資金などについて条件整備をすすめる。

最低限行うこと

- (1) 災害時に救援活動やボランティアの支援活動を行うためには、活動拠点が必要不可欠であり、また要援護者の救援には「ケア付き避難所」が効果的な役割を果たす。このため、地域福祉センターやデイサービスセンターなどを活動の拠点や「ケア付き避難所」として地域防災計画に明確に位置づけ、住民や要援護者に周知することが必要である。

また、外部から支援に入った職員などが宿泊したり休養する施設も近隣に確保することが救援活動のために必要であり、都道府県・指定都市社協などにおいて予め定めておくことが必要である。

- (2) 災害時に被災地域の社協の救援活動に対する支援を速やかに行うためには、都道府県社協において状況把握のための職員を派遣したり、合同本部や現地事務所を設置するための費用を速やかに確保する必要がある。そのため、全社協、都道府県・指定都市社協は必要な資金造成などについて検討する。

第2 平常時からの活動や事業の強化

視点

市区町村社協は、平常時から防災や災害対策の視点をもった事業や活動の展開を行うこととする。

最低限行うこと

市区町村社協は、災害時に備えた「福祉救援活動マニュアル」の策定や福祉救援ボランティアの育成

などに取り組む。

- (1) 市区町村社協は、日常の事業や活動の計画の中に、防災や災害対策の視点を取り入れ、以下の項目に重点的に取り組む。

地域福祉センターなどの活動拠点の確保
ボランティアセンター事業の実施及びボランティアコーディネーターの配置
民生委員・児童委員などとの連携による要
援護者の把握

地区社協の活性化

- (2) 市区町村社協は、以下の項目についてマニュアル化を図る。

福祉救援対策本部の組織体制や職員体制
要援護者に対する生活支援の方法
ボランティア活動への支援の方法
行政との連携

民生委員・児童委員、施設などの関係機関との連携

また、地域の防災訓練などにも積極的に参加し、日常から地域の防災体制を積極的に担う。さらに都道府県・指定都市ボランティアセンターと連携し、福祉救援ボランティアの育成を行う。

- (3) 都道府県・指定都市社協は、以下の項目についてマニュアル化を図る。

合同本部の組織体制
先遣職員の確保などの職員体制
被災市区町村社協に対する支援体制

- (4) 全社協は、都道府県・指定都市社協、市区町村社協の平常時からの防災や災害対策についての体制整備について、全国的に促進するよう支援を行う。

さらに防災上の観点からも市区町村社協の活動基盤や事業基盤の強化を支援する。

- (5) 社協ボランティアセンターにおいては、次の取り組みを行い、災害時の救援活動に備える。

ボランティアコーディネーターの養成
災害時のボランティア活動マニュアルの策定

福祉救援ボランティアの登録

第2章 平常時の防災活動

第1節 防災活動の重点事項

第1「市町村地域防災計画」と社会福祉協議会の役割

視点

市区町村社協は、市町村による「市町村地域防災計画」の策定に積極的に参画し、「計画」には、社協が次の三つの役割を担うことが明示されるよう働きかける。

要援護者の福祉的な救援、生活支援
救援活動を行うボランティア活動に対する支援

地域のコミュニティー再生に向けた支援

最低限行うこと

(1) 要援護者に対する福祉的援助

市区町村社協は、「市町村地域防災計画」において、要援護者に対する福祉的な援助、生活支援のために次の役割を担うことを明確にしておく。

要援護者などのニーズ把握、安否確認を行うこと

相談窓口の開設などによる生活ニーズに関する相談に応ずること

被災者向けの、生活支援のサービスに関する情報提供を行うこと

要援護者への緊急の在宅サービスを実施、提供すること

一食事サービス、入浴サービス、外出介助、住宅補修サービスなど -

「ケア付き避難所」の設置運営を行うこと

- 予め地域福祉センター、デイサービスセンターなどをケア付き避難所として指定しておくことが重要 -

ボランティアや近隣住民などと連携した生活支援活動に取り組むこと

一民生委員・児童委員、福祉推進委員、地元ボランティアなどとの連携 -

保健・医療・心理・保育・障害などの専門職と連携した生活支援活動のコーディネート

を行うこと

車いす用トイレ、入浴設備など、バリアフリーの対応を支援すること

(2) 救援ボランティア活動に対する支援

市区町村社協は、救援ボランティア活動に対する支援として、次の役割を果たすことを明確にしておく。

被災地外からの救援にあたるボランティア（個人・グループ）の受入窓口の設置運営の役割を担うため、予め行政や関係ボランティア団体との役割分担を明確にしておく

生活支援ニーズとボランティア活動とのコーディネート及び生活支援のための活動方法を検討しておく

救援ボランティア活動に関する情報を被災地外に発信する方法を検討しておく

救援活動にあたるボランティア団体、NGO組織、企業、労働組合、協同組合などの救援活動ネットワーク化への支援を行う

救援活動のための拠点の確保、活動用備品・機材などの確保に努めるため、予め活動拠点や、ボランティアセンター用のスペースなどを定めておく

(3) 地域のコミュニティー再生への支援

市区町村社協は、地域のコミュニティー再生に取り組む町内会・自治会など自治組織の活動に対し、次の支援を行うことを明確にしておく。

地区での町内会・自治会などによる避難生活相互助け合い活動への支援、特にそのなかで、要援護者に対する生活支援を連携して取り組む

避難所内の自治組織づくりへの支援を行う

民生委員・児童委員、福祉推進委員、地区社協などの取り組みを支援する

小地域ネットワーク活動などによる生活支援の取り組みを支援する

第2 在宅福祉サービス実施機関としての救援活動の環境整備

最低限行うこと

(1) 要援護者に関するニーズ把握と、ホームヘルプ事業などの運営

市区町村社協が、「市町村地域防災計画」に記載された「在宅保健福祉サービスの提供」の役

割の一端を担うためには、日常からの要援護者に関するニーズ把握、ホームヘルプ事業やデイサービス事業及び在宅介護支援センターの運営の充実などが重要である。

特に、「ケア付き避難所」運営の役割を担う場合には、デイサービスセンターや高齢者生活福祉センターなど、拠点となる事業を運営していることが有効である。

(2) 民生委員・児童委員活動との連携

日常からの援護者に関するニーズ把握、住民参加による生活支援の福祉活動、ボランティア活動などに取り組んでいることが、発災直後からの「在宅保健福祉サービスの提供」が可能となる。

特に、地区社協による民生委員・児童委員活動などと連携した小地域ネットワーク活動の強化や、障害者団体との各種の共同事業の実施は、緊急の救助活動においても、また「在宅保健福祉サービスの提供」においても、欠かせない要件である。

(3) 在宅福祉サービスを実施する施設との連携

「市町村地域防災計画」においては、発災時に市区町村内の各在宅保健福祉サービス提供者が共同して要援護者の救援、生活支援にあたるのが重要である。そのなかで市区町村社協は、総合的な福祉救援対策本部としての役割を担うこととなる。そのためには、各サービス提供者相互間、保健所などの専門機関及び施設との日常的な連携が重要である。

(4) 「ケア付き避難所」の指定

災害時には、膨大な緊急の福祉ニーズが発生することとなるので、「市町村地域防災計画」においては、要援護者のための応急避難先としてデイサービスセンターなどを「ケア付き避難所」に指定しておくことも必要である。

(5) 福祉救援活動に関する「マニュアル」の策定

市区町村社協は、発災直後からの「在宅保健福祉サービスの提供」に関するマニュアルを策定しておく必要がある。

その場合、現在実施している在宅福祉サービスの活用を中心とし、職員の役割などを明確にするとともに、小地域ネットワーク活動や住民参加による在宅福祉サービスなどの活用も考慮

することが必要である。

さらに、現在実施している在宅福祉サービスの提供や職員体制だけでなく、災害時の要援護者数の増大などの予測をも踏まえ、他の市区町村社協などからの応援を受け入れた場合の「マニュアル」を策定しておくことも重要である。

(6) 市区町村社協相互の応援体制、都道府県・指定都市社協による応援体制

市区町村社協は、日常から在宅福祉サービスの運営や住民参加による福祉活動を強化し、救援活動のための基盤整備をすすめておくとともに、災害時には、市区町村社協が相互に応援できるよう、都道府県・指定都市社協を中心とした社協応援体制を確立しておくことが重要である。

第3 「市町村地域防災計画」と民生委員・児童委員の役割の明確化

視点

民生委員・児童委員は、日常の職務や活動のなかで果たしている成果を発揮し、「市町村地域防災計画」には、次の三つの役割が明記されるよう市町村に働きかける。

民生部局の災害救援業務への協力

担当区域の状況把握、要援護者の安否確認、個別援助活動など

ボランティア活動への支援や、地域における救援活動のネットワークづくりへの参加協力

第4 ボランティア活動支援のための基盤整備と日常からの準備

視点

市区町村社協は、日常からボランティアセンターの設置運営やボランティアコーディネート機能の強化に努めるとともに、「市町村地域防災計画」において社協が救援ボランティア受入の窓口の役割を担うことを明示するとともに、救援ボランティアを支援するためのマニュアル策定などに取り組む必要がある。

最低限行うこと

(1) 「市町村地域防災計画」における役割の明確化

「市町村地域防災計画」において、被災地及び外部から参加してくるボランティア団体などに対する支援のために、市区町村社協、若しく

は市区町村内のボランティア団体などが設置運営するボランティア受け入れ窓口に関する事項が明記される必要がある。

(2) 救援ボランティア活動支援の「マニュアル」の策定

災害時のボランティア活動としては、近隣における緊急的な人命救助活動からはじまり、要援護者に対する継続的な日常生活支援、あるいは心の傷・後遺症などに対応したメンタルヘルス、高齢者、障害者、児童などの固有のニーズに対応したさまざまなボランティア活動が展開される。

救援ボランティア活動の「マニュアル」の内容としては、下記の項目が必要となる。

救援ボランティア活動を支援する「ボランティアセンター部門」の設置

救援ボランティア活動を支援する方法

コーディネート業務のあり方

福祉救援対策本部が実施する生活支援のためのコーディネート業務と連携した、救援ボランティア活動に固有の活動プログラム開発のあり方

行政や市区町村社協の「在宅保健福祉サービス提供」や、施設の提供する緊急サービスなどと連携した活動

小地域での近隣助け合い活動などとの連携など

(3) ボランティアセンターの確立とコーディネーターの配置

市区町村社協は、ボランティアセンターを設置し、日常的にボランティア活動の支援を行うボランティアコーディネーターを配置するなど活動支援のための基盤整備をすすめておくことが重要である。

また、すでにボランティアセンターを設置運営している市区町村社協にあっては、さらに計画的に地区段階でのボランティアセンター（ブランチ）の設置運営に取り組む必要がある。

(4) ボランティアアドバイザーの養成・確保

各市区町村において、ボランティアアドバイザーの養成・確保が進んでおり、アドバイザーは、災害時にも大きな役割を果たすものと考えられる。

特に、災害時には、被災地の外部から、多数のボランティアグループなどが救援活動にあたる事が予測されるが、その場合に地元で中心的役割を担うのが、こうしたアドバイザーやリーダーたちである。

ボランティアアドバイザーは、福祉救援対策本部のボランティアセンター部門に配置されたコーディネーターと協力し、このような役割を果たすことが重要である。

(5) ボランティアコーディネーターの相互支援体制の確立

福祉救援対策本部のボランティアセンター部門には、被災した都道府県・指定都市内の他の市区町村社協などから応援のため派遣された、多くのボランティアコーディネーターが配置されることとなる。その応援体制の計画については、都道府県・指定都市社協として、予めその考え方、指針をまとめておく必要がある。

(6) ボランティアセンターの拠点の整備

市区町村社協は、地域福祉センターを活用したボランティアセンターなどの拠点の整備を促進するとともに、災害時には、救援活動の拠点として活用できるよう、予め「市町村地域防災計画」のなかに明記されるよう市町村に働きかける。

第2節 発災直後の初動の「マニュアル」化と訓練

視点

市区町村社協では、発災後の初動についてマニュアル化しておくことが必要である。「初動期マニュアル」は、以下の項目とする。

- ① 職員相互の連絡網
- ② 職員の緊急出勤、出勤
- ③ 緊急役員会の招集、協議及び救援方針の決定
- ④ 福祉救援対策本部の設置までの手順

また、緊急役員会の開催や議決が困難な場合には、事務局長など予め定めておく者の責任において、職員が迅速に行動できるようにしておく必要がある。

発災直後の初動期は、時間の推移に伴って、次のようなプロセスをたどることが予測される。

○発災から24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況点検 ・地区社協、近隣における人命救助活動や、要援護者の安否確認 ・社協職員の緊急出勤、情報収集 ・県社協との連絡、緊急対策会議の開催 ・緊急を要する支援活動
○発災から48時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急役員会などの開催 ・福祉救援対策本部の設置の決定と設置の準備 ・ケア付き避難所に対する支援開始
○発災から72時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉救援対策本部の設置 ・被災地外からの支援の受け入れ、応急救援活動への着手

そのために、「初動期マニュアル」において、具体的に明らかにしておくべき事項、予め訓練などを積んでおくべき事項は、以下のとおりである。

- ① 発災直後の職員の出勤方法の確認と訓練
- ② 昼の発災の場合——デイサービスセンターなどの利用者救護、生活支援のための「緊急保護・受入れマニュアル」の策定と訓練
- ③ 発災直後の情報収集・先遣隊のメンバー構成、メンバー任命と訓練
- ④ 緊急役員会の招集に関する事項
- ⑤ 都道府県・指定都市社協との緊急連絡などに関する事項

最低限行うこと

市区町村社協の役員は、発災直後の初動期の取り組み方針を予め明確にし、必要な訓練などを積んでおく必要がある。

(1) 夜間・早朝に発災した場合の発災直後の初動体制

① 緊急出勤、緊急会議の開催

阪神・淡路大震災と同様、早朝に発災した場合、社協の職員は、予め定められた緊急電話連絡網により連絡をとりつつ、自宅から社協事務所、若しくは予め定められた仮事務所に緊急出勤する。

また、緊急出勤した職員は、地区社協の役員などからの被災状況などを集約し、事務局長のもとで緊急事務局会議を開催する。

② 発災直後の情報収集

被災状況の把握を行うために、「情報収集・

先遣隊」を市区町村内の被災地域に派遣する。

③ 緊急役員会の開催

会長・副会長などの役員及び都道府県・指定都市社協と連絡をとり、緊急役員会を開催し、被害状況の報告を行い、都道府県・指定都市社協等の判断なども加え、福祉救援対策本部体制の確立と救援対策についての基本方針を決定する。

(2) 昼・業務時間内に発災した場合の初動体制

① 緊急事務局会議の開催

事務局長のもとで、緊急事務局会議を開催し、対応を検討する。会議に先立って、市町村民生部局の判断や方針、地区社協、施設などからの被災状況の通報などを受け整理する。

② 在宅福祉サービスなどの責任者・担当職員の緊急対応

デイサービスセンターなどのサービス部門の職員は、現にセンターにいる利用者の安全確保に努める。ホームヘルパーなど地域に派遣されている職員は、事務局と緊急連絡をとり、事務局長、担当課長などからの指示を受けつつ、訪問先の家庭の安否確認などに努める。

③ 発災直後の情報収集

被災状況の把握を行うために、「情報収集・先遣隊」を市区町村内の被災地域に派遣する。

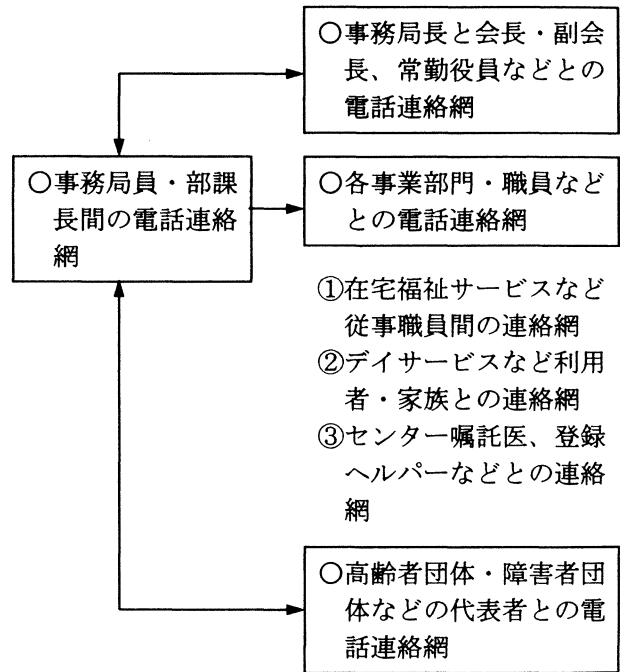
④ 緊急役員会の開催

会長・副会長などの役員及び都道府県・指定都市社協職員も参加した合同会議において福祉救援対策本部体制の確立と救援対策などについての基本方針を決定する。

留意点・工夫

発災直後の社協役員との連絡及び、緊急出勤方法などについては、次のような工夫が考えられる。

- (1) 「緊急電話連絡網」を定めておき、緊急連絡をとりあう
 - ・ 予め緊急連絡方法を定めておき、役職員相互の連絡をとりあう。
 - ・ 緊急電話などにより、在宅福祉サービスなどの利用者・家族と連絡をとりあい、発災直後の安否確認を行う。
- (2) 予め責任者の職務代行者を定めておく
被災などにより責任者が役割を果たせない場合を想定し、予め職務代行者を定めておく。



参考：「被害状況判断、救援活動の方針を検討する場合の判断基準【例示】」

レベル	被災状況	救援活動の方針
[A級]	<ul style="list-style-type: none"> ○激甚災害であり、ライフラインが広範囲にわたって断絶している。 ○中心部に通ずる幹線道路や鉄道が大幅にマヒしている。 ○多数の死傷者が発生、避難所が開設された。 ○全壊、半壊の家屋が多数。 ○要援護者家庭も多数被災。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害が最も大きく、被災地の市区町村社協だけでは救援活動が十分展開できないため、都道府県社協・市区町村社協が合同で福祉救援対策本部を設置。 ○さらに全国の社協ネットワークによる支援体制を確立して取り組む。 <p style="text-align: right;">【全国の支援体制による】</p>

〔B級〕	<p>○激甚災害であり、ライフラインが一部で断絶され、半壊家屋も多数みられ、一部で避難所が開設される。</p> <p>○一部の地区で大きな人的被害がみられる。一部で避難所が開設された。</p> <p>○交通のマヒは、部分的である。</p>	<p>○被害は中規模であり、市区町村社協の機能、地域住民組織などの機能も回復しやすい状況にあり、市区町村社協が主体的に救援に取り組む。</p> <p>○ボランティアセンター、在宅者の生活支援など、都道府県・市区町村社協が合同で福祉救援対策本部を設置し、救援活動を展開。</p> <p>【都道府県内の支援体制による】</p>
〔C級〕	<p>○災害は激甚ではない。半壊家屋などは少なく、ライフラインも断絶していない。</p> <p>○一部の地区で人的被害がみられ、一部で避難所が開設された。</p>	<p>○被害は軽微であり、基本的には市区町村社協が自力で救援活動を展開する。</p> <p>【自力での救援活動】</p>

第3章 要援護者の生活支援

第1節 応急対策の実際

第1 総合的なコーディネートやサービス調整の実際

視点

市区町村社協は、福祉救援対策本部において、民生委員・児童委員、ボランティア、施設、障害者団体などの社会福祉関係機関や団体と共同し、避難所及び在宅の要援護者の生活支援に取り組む。

また、福祉救援対策本部には避難所生活支援部門、在宅生活支援部門を設置し、次のような生活支援のためのコーディネートやサービス調整を行う。

最低限行うこと

(1) 「福祉台帳」などに基づくニーズ把握

福祉救援対策本部の生活支援部門のコーディネーター、民生委員・児童委員は、行政や高齢者団体、障害者団体などと協力し、以下の名簿、台帳などを活用して、避難所や自宅に要援護者を訪問し、その安否確認や緊急ニーズの把握に努める。また、被災によって新たに生活困難となった要援護者のニーズを把握する。

- ① 日常からの社協などが実施する在宅福祉サービスの利用者登録名簿
- ② 民生委員・児童委員、福祉推進委員などによる「福祉台帳」「小地域ネットワーク（見守り）台帳」など
- ③ ボランティアや近隣住民による「ふれあい・いきいきサロン」などの参加者名簿

- ④ 高齢者団体や障害者団体の会員名簿 など
- (2) 小地域での救援活動の情報の収集・把握

福祉救援対策本部の生活支援部門は、市区町村内の各小地域において、町内会、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などが取り組んでいる近隣助け合いの生活支援の情報を把握する。

これに基づいて福祉救援対策本部が取り組む要援護者に対する個別支援にあたるが、小地域での取り組みと連携を密にしてすすめる。そのために、福祉救援対策本部は民生委員・児童委員や福祉推進委員からの情報提供、連絡がとりやすい仕組みを確立する。

- (3) サービス提供のための調整と社会福祉関係機関や団体との連携

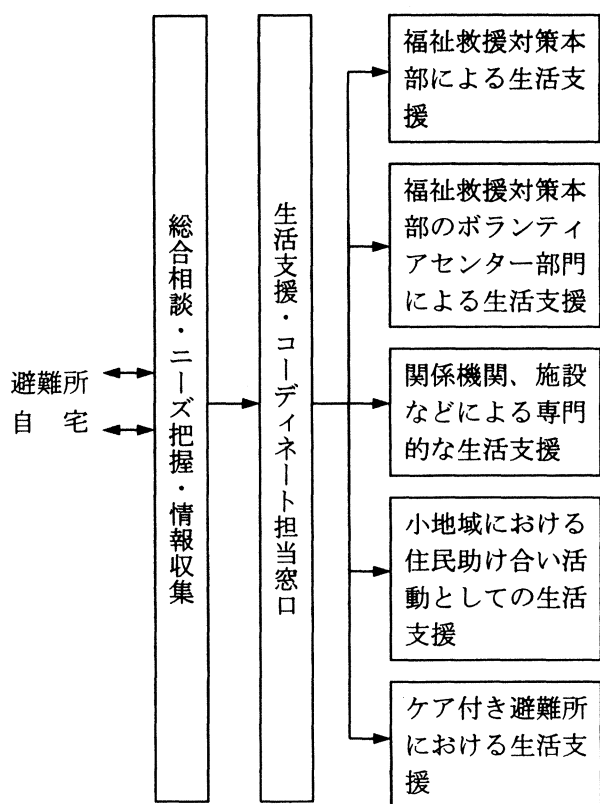
把握したニーズや受理した相談に対して、福祉救援対策本部の生活支援部門のコーディネーターは、個別援助の計画を策定する。

その場合、次の点についてのサービスコーディネートが重要である。

- ① 福祉救援対策本部が直接提供できるサービスの活用
- ② 他の施設、医療機関などのサービスの紹介
- ③ ボランティア活動などによる生活支援
- ④ 小地域における住民活動
- ⑤ 合同本部への新たなサービス提供の依頼など

- (4) 総合的なマネジメントの仕組みの確立

福祉救援対策本部は、要援護者のニーズ把握から問題解決まで、総合的なマネジメントができるよう、次のような仕組みを確立する。



(5) 生活支援チーム（ケアチーム）の編成

福祉救援対策本部は、介護サービスを必要とする要援護者の生活支援のために、ホームヘルパー、老人福祉施設、障害者施設などの専門職員によるケアチームを編成する。

ケアチームは、在宅や避難所に向向いて、要援護者の安否確認やニーズ受理のための相談、専門的な視点からの評価、支援計画の策定、サービスの提供などに直接あたる。

(6) ボランティアセンター部門との連携

生活支援部門のコーディネーターは、受理した課題のうち生活支援のためにボランティア活動によって解決すべき課題について、福祉救援対策本部のボランティアセンター部門と連携し調整のうえ、個々に支援方を策定し提供する。

(7) 福祉用具などの救援物資の手配、確保、活用

生活支援にとって必要となる福祉用具などの物資は、福祉救援対策本部や合同本部などにその確保・入手を依頼する。

確保できた物資は、ボランティアコーディネート部門と連携して、避難所や自宅などの要援護者に配布する。

留意点・工夫

要援護者の生活支援にあたって、ニーズ把握、相談受理は重要な意味をもっているが、次のような工夫が考えられる。

(1) 民生委員・児童委員、介護職員、コーディネーターと連携したニーズ把握

在宅の要援護者の安否確認のため、応援のために派遣された要員やボランティアなどが訪問する場合は、担当民生委員・児童委員や福祉推進委員、または担当ホームヘルパーなど同行訪問することが重要である。

さらに、被災した要援護者の要介護状況などのニーズ把握を行う場合は、介護の知識をもった在宅福祉コーディネーターやホームヘルパーなどの職員が同行した訪問調査が望まれる。

(2) 「サービスリスト」などによるサービス情報の提供

要援護者や災害によって生活困難に陥った住民のニーズ把握を行う場合には、単に状況や要望を聴くだけでなく、利用できるさまざまな緊急福祉サービスなどの内容やボランティア活動で可能な生活支援サービスなどについての情報を提供する。このため、平常時に「サービスリスト」にまとめておき、災害時にサービス提供につながるように努める。

(3) 「困りごと電話相談」の実施

「お困りのことがありましたらお電話ください（福祉救援対策本部〇〇）」と印刷したチラシ、ステッカー、ポスターなどを作成し、広く住民の目にとまる場所に張り出すなどの工夫が必要である。また、次のような点に留意する必要がある。

- ① 聴覚障害者からの要望を受けとめるために、FAX番号を入れる。
- ② ステッカー、ポスターなどは、避難所、公共施設の掲示板だけでなく、町内掲示板や電柱、スーパーマーケットなどを活用する。
- ③ 在宅の被災者に宛てた情報として有効な場所として、給水車が停まる場所、特設の水道がある場所を利用する。
- ④ 電話相談を受理した場合には、「相談カード」「ニーズカード」などに記録しておき、複数のコーディネーターが相互に情報を共有する

ことができる方式を採用する。

(4) その他

- ① 臨時の在宅福祉サービス、例えば日程を限った巡回入浴サービスなどの利用希望者を募る場合、チラシやポスターなどによる広報に加えて、通常の入浴サービスなどを行っている施設や町の銭湯などにもチラシを置いておくことによって、緊急ニーズに対応する。
- ② ニーズと各種のサービスを結び付けるためには、避難所の管理者と福祉救援対策本部のコーディネーターなどの職員との間で、密接な協力関係を確立しておくことが重要。
- ③ ボランティアセンター部門に寄せられたニーズ情報は、生活支援部門も共有し、ボランティアと専門職等とが共同してサービスが提供できる支援体制をとることも重要。

参考：「時間の推移とともに変化する生活ニーズ」
〔被災の時期が冬季の場合〕

避難生活 初 日	<ul style="list-style-type: none"> ○食糧・飲み水の絶対量が足りない。家族で分け合う ○着る物、日用生活用品が足りない。子どものオムツが必要。 ※3日目くらいで解決。外からの援助物資が届くようになる。
避難生活 2 日目	<ul style="list-style-type: none"> ○食料が足りない。おにぎり程度の食糧の提供 ○温かい汁物が欲しい。 ○メガネが必要。子どものオムツが足りない。 ○トイレが満杯。生活用水が足りない。 ○情報が入らない。知り合いの安否・動静を知りたい。 ○飲料用の給水車が走り出す。
避難生活 3 日目	<ul style="list-style-type: none"> ○温かい汁物が欲しい。野菜・果物が欲しい。
4 日目	<ul style="list-style-type: none"> ○洗濯物が増えてくるが、水がないため、たまる一方。 ○お風呂に入りたい。 ○半壊の自宅から必要な物を引き出して欲しいとの要望が出る。

避難生活
一 週間

- 在宅の高齢者家庭などへの救援物資の配給が見落とされがち。
- 児童・高齢者などが遠方の親戚などに「疎開」する手伝いを。
- 電気が使えるようになる。テレビからの情報が入ってくる。
- 給水車両が町中を走るようになった。
- 一部だが、商店が開いてくる。しかし品物が少ない。
- 自炊も可能となってくる。
- 避難所においても、自治会などができ、生活のなかでの助け合い活動が始まってくる。
- 高齢者などは通院が困難。個別援助のニーズが高まってくる。

避難生活
10 日目

- 交通も回復し、遠方への買い出しなども可能となってくる。
- しかし、高齢者などは、買い物に行くのも苦しい。
- 銭湯もオープン。人々が列をなしており時間がかかる。
- 市町村役場で、り災証明の発行などが始まるが、手続きに長い列ができ、高齢者などは長時間待たされることが苦しい。手続き代行なども必要。

第2 他機関との連携によるサービス提供
視点

福祉救援対策本部は、要援護者の生活支援にあたって、市区町村内の施設や、施設連絡会などと共同した取り組みを行う。

- ① 施設の在宅福祉サービスを利用している地域の要援護者を対象とした生活支援について、施設関係者と連携し取り組む。
- ② 福祉サービスを利用していない要援護者は、被災によって新たに生活支援が必要となった要援護者の個別支援にあたっては、施設がもっている専門的な機能や情報、専門職員、介護設備などが有効に活用されるよう、緊密な連携を図る。

最低限行うこと

- (1) 施設などとの協議の場の設定

施設と福祉救援対策本部は、「市町村地域防災計画」に基づき、在宅福祉サービス利用者の救援に迅速に取り組む。福祉救援対策本部は、把握できた要援護者の状況をもとに、市町村、施設関係者との意見交換を行い、緊急入所などの生活支援の方針が決定できるよう、定期協議の場を設置しておく。

- (2) 在宅の要援護者に対する生活支援の取り組み
福祉救援対策本部は、施設や社協の在宅福祉サービス利用者を対象に、迅速な生活支援に取り組む。

施設や社協が把握している要援護者の日常の情報、「福祉台帳」などの提供を求め、小地域別の台帳に再整理する。

施設職員や社協ホームヘルパーなどによる、小地域別の「介護チーム」を編成し、福祉救援対策本部のボランティアも加わり、「福祉台帳」に基づく安否確認と緊急な生活支援に取り組む。

- (3) 緊急入所ベッド、ケア付き避難所の設置

福祉救援対策本部は、市区町村の災害対策本部と協議のうえ、施設や在宅福祉サービスの実施機関に対して「緊急受け入れ」を依頼する。

緊急入所ベッドの確保

地域交流スペース、訓練室、体育館などにベッドを確保するとともに、福祉救援対策本部から派遣される施設職員、社協職員などによる支援体制を確立する。

デイサービスセンターは、一般避難所ではなく、「ケア付き避難所」として活用する

施設、デイサービスセンターなどの入浴設備を活用した入浴サービスを実施する

施設、デイサービスセンターなどの厨房設備を活用した食事サービスを実施する

第3 「ケア付き避難所」の設置運営と利用者の生活支援

視点

「市町村地域防災計画」において、社協が運営するデイサービスセンター、地域福祉センター、高齢者生活福祉センターなどが「ケア付き避難所」として指定された場合、福祉救援対策本部はその運営を支援する。

「ケア付き避難所」には、避難所の運営に加え、

専門職員などを継続して配置するなど、特別の生活支援体制の確立が必要である。

そのために、施設や医療機関などとの連携を密にするとともに、合同本部と連携し、他県からのホールヘルパーなどの介護職員の継続した派遣体制を整える必要がある。

最低限行うこと

「ケア付き避難所」は、要援護者を受入れるため、次の取り組みを行う。

(1) 重度障害者、虚弱・病弱な高齢者など、一般避難所での避難生活が困難な被災者を受け入れ、介護などの専門職員や介護ボランティアなどの参加も得て、迅速に身辺介護、生活支援、保健・医療サービスなど、総合的なサービス提供を行う。

(2) デイサービスセンターなどの場合、介護職員、看護婦などの専門職員が配置されており、避難生活者への専門的な介護・健康管理サービス提供が可能であるとともに、入浴設備、移送サービス用車両、車いす用トイレの設置など、重度の障害をもつ人びとにとって必要な設備、機材などが整っている。

また、訓練室スペースや体育室、地域交流スペースなど、避難者用の生活スペースが確保しやすい。こうした利点が活かされるように努める。

(3) デイサービスセンターの重度障害者用の各種設備などを、在宅で不自由な生活を送る高齢者・病弱者にも入浴サービスなどを提供できるよう、その拠点としての機能を果たす。

(4) 通常のデイサービスセンター利用者（登録者）が、家族とともに一時避難生活を送ることができるよう配慮する。

(5) デイサービスセンター及び障害者福祉センターなどの場合は、センター利用者や登録者を中心とした障害者団体などとセンター職員との間で、日常からの信頼関係を活かし、市区町村内の要援護者の安否確認、ニーズ調査などの活動にも取り組むよう努める。

(6) 「ケア付き避難所」の生活支援体制・組織を次のように確立する。

体制	課題
① 避難所総括・総務班	○コーディネーターの配置、行政の災害対策本部との連携体制の確立
② 生活相談・生活支援班	○デイサービスセンター職員、ホームヘルパーなど介護職員の勤務体制の確立 (合同本部による他県からの職員派遣による体制づくり)
③ ボランティア活動支援班	○ボランティアコーディネーターの配置
④ 保健・医療・衛生班	○保健所などとの連携
⑤ 食料品・炊き出しなど担当班	○福祉救援対策本部のボランティアセンター部門との連携
⑥ 福祉用具など物資調達・配付班	○福祉救援対策本部のボランティアセンター部門との連携
⑦ 在宅障害者・高齢者など生活支援班	○デイサービスセンター職員、ホームヘルパーなど介護職員の勤務体制の確立 (合同本部による他県からの職員派遣による体制づくり)

第4 生活支援・サービス提供のための情報収集と提供

視点

福祉救援対策本部が、要援護者への生活支援に取り組むにあたっては、生活支援に係わるさまざまな情報を収集、管理し、救援活動に係わる人びとに提供していくことが必要である。そのためには、福祉救援対策本部に「情報」を担当する部門（情報班）を設置し、継続した責任ある取り組みを行うことが重要である。

最低限行うこと

- (1) 市町村の災害対策本部、各避難所からの情報の集約

市町村の災害対策本部や避難所には、福祉救援対策本部に対して情報を提供する窓口と担当者（責任者）を定めてもらう。

この担当者（責任者）に対しては、福祉救援対策本部の情報担当者からも、福祉救援対策本部が収集した情報や各種事業などについて、随時情報提供を行うなど、信頼に裏付けられた「情報交換」の方法を確立する。

また、行政の災害対策本部が発行する「災害対策本部ニュース」などは、毎日収集できるように努める。

- (2) 地域住民による救援活動などの情報の集約

福祉救援対策本部の情報担当者は、地区社協の役員や民生委員・児童委員などを通じて、小地域の住民による救援活動などの情報の集約に努める。

- (3) 施設や在宅福祉サービスなどの提供状況の把握

福祉救援対策本部における要援護者の生活支援を計画するためには、施設や在宅福祉サービスなどの緊急利用の受け入れ方針やサービスの実施状況などの情報の収集が必要である。このため個々の施設、あるいは施設連絡会などとの間で情報提供・情報入手の方法を決めておく必要がある。

- (4) 救援物資に関する情報の把握

生活支援のうえで緊急に救援物資や日常生活用品などの不足が生ずる場合があるため、福祉救援対策本部の物資調達部門では、市町村の災害対策本部若しくは合同本部との間で、救援物資の備蓄品の活用状況及び集積状況などに関する情報を常に把握するよう努める。

- (5) 救援ボランティア活動情報、生活情報などに関する情報の把握

福祉救援対策本部のボランティアセンター部門と、情報部門との連携を密にし、市区町村内のボランティア活動などの情報収集をはじめ、合同本部との連携による他の都道府県からのボランティア活動支援の情報を入手し、計画的なボランティア活動の見直しなどをたてる。

さらに、市区町村内の商店の営業状況、銭湯の営業状況、交通（臨時バスなど）の運行状況について、ボランティア活動などのなかで把握できた、被災者にとってかかせない生活情報の収集にも配慮する。

留意点・工夫など

避難所や在宅の要援護者に対して情報を迅速に、かつ十分に提供するためのポイントは、次のとおりである。

(1) 在宅被災者への情報提供の工夫

避難所には、比較的、情報が提供されるが、在宅（自宅）に残った被災者及び行政の災害対策本部から認定されていない任意の小規模な避難所などに対しては、必要な情報がとどいていないことが多い。

在宅の被災者への情報提供の方法として、最も効果的な場所は、毎日定められた時間に住民が集まってくる給水車が停車する場所であることに留意する必要がある。

街頭への貼り紙についても、誤った情報が提供されないよう注意しつつ、内容や方法を検討することが有効である。

(2) 福祉救援対策本部が責任をもった情報提供の確立

福祉救援対策本部が実施しているサービスの内容、ボランティア活動の内容、利用の手続き、利用可能な期限、福祉救援対策本部への連絡のとり方などをわかりやすく情報提供することが重要である。

その場合、どこが責任をもって出した情報なのか、福祉救援対策本部であれば、どの部門が提供した情報なのか、責任の所在を明確しておくことが重要である。

(3) 障害者などに配慮した情報提供方法の確立

チラシ、声の広報など視覚障害者、聴覚障害者に配慮した情報提供の方法を確立する必要がある。

点訳ボランティア、リーディングサービス、手話や筆談などのボランティア活動による、継続した情報提供の方策を講ずる。

第5 福祉救援対策本部による救援物資の取り扱い方針

視点

被災地において必要とされる救援物資の手配、入手、配布は、要援護者に対する生活支援において欠かせない課題のひとつである。

発災から数日間は、備蓄されている物資で対応が可能な場合もあるが、その後の状況によっては、市町村の災害対策本部が提供できないものも出てくる。

特に高齢者、障害者などが必要とする福祉用具など、入手困難で数が足りない物資などを、福祉救援対策本部が独自に確保する必要性が生じる。

福祉救援対策本部としては、全国の社協ネットワークを活用し、このような救援物資の確保にあたって組織的な取り組みを行う。

最低限行うこと

(1) 福祉救援対策本部の物資担当の設置

福祉救援対策本部は救援物資担当部門を設置し、生活支援部門と連携した取り組みを行う。生活支援部門から要請があった福祉用具などの物資ニーズを、そのつど「物資ニーズ票」に記録しておく。

福祉救援対策本部の物資担当は、定期的開催される各部門担当者会議において、「物資ニーズ票」に基づき、それぞれの部門の担当からの要望を入れて、入手すべき物資や数量等を確定する。

(2) 合同本部からの物資の入手

市町村の災害対策本部などからの入手が困難な福祉用具などの物資については、合同本部に依頼し確保する。

留意点・工夫

物資提供者が郵便などを使って被災地に直接送る物資には、仕分けなどに多大な労力を要するものであり、望ましくない場合が多い。このため被災地に直接送る場合には、現地で要望する物資を1梱包1品種としたうえで、外装に内容を明記した所定シールを貼り、発送することが望ましい。

第2節 地区社会福祉協議会などによる支援活動の実際

視点

救援活動において、地区社協、福祉推進委員などの役割は、特に発災直後の近隣の助け合い活動、要援護者の安否確認などが重要である。

地区社協の役員、福祉推進委員などは、日常から要援護者の身近な相談者、生活支援のための小地域ネットワークの一員としての役割を果たしているが、これらの日常からのつながりを活かして、さまざまな緊急対応が期待されている。

最低限行うこと

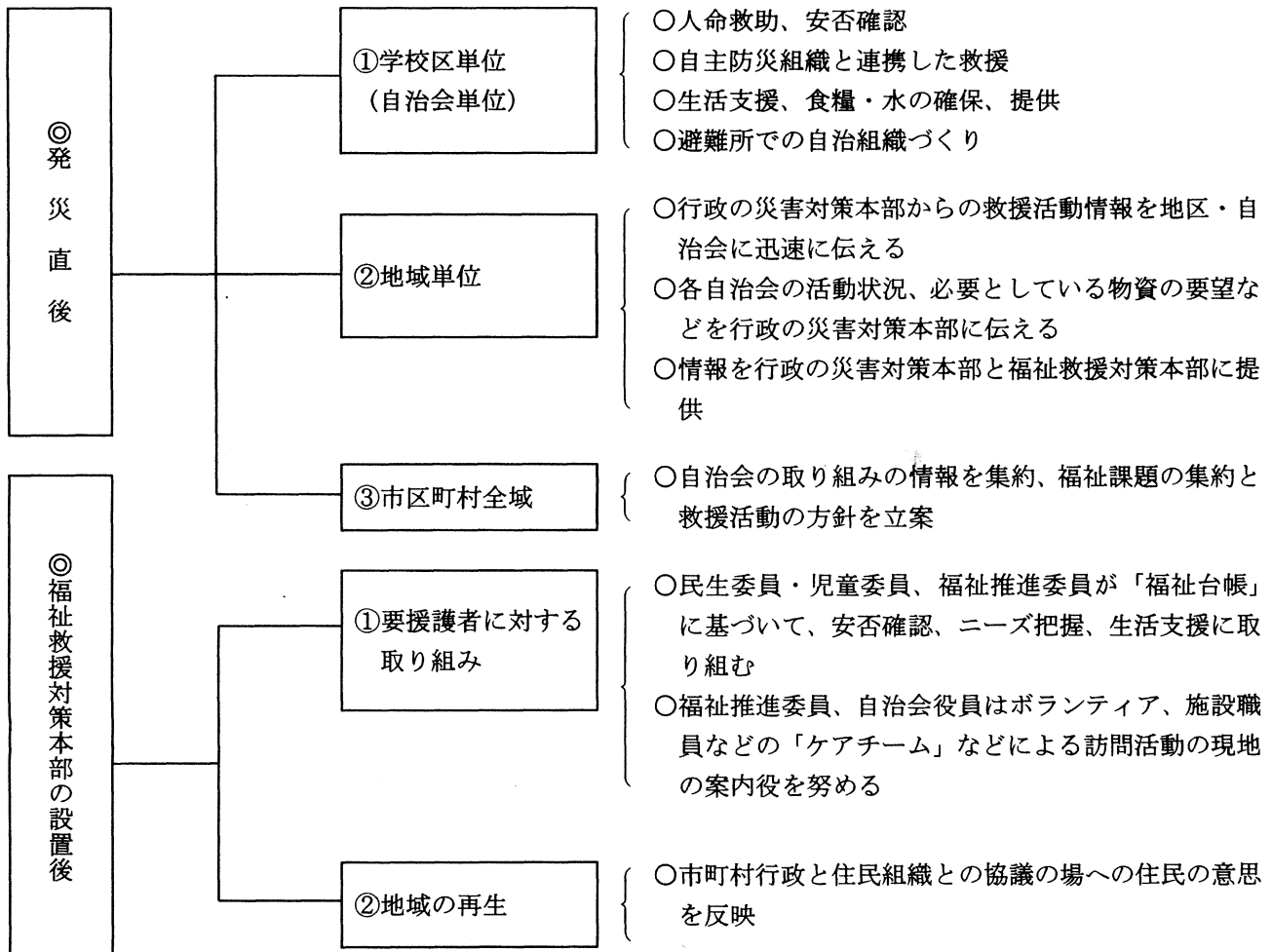
(1) 発災直後

- ① 地区社協役員、福祉推進委員は、自主防災組織の一員として、人命救助等の緊急対応に取り組む。
 - ② 発災直後に、在宅及び地域内の要援護者の安否確認や緊急避難生活の支援などの初動活動に取り組む。
 - ③ 安否確認の結果、避難所やケア付き避難所への移動が必要な状況にある要援護者については、避難を援助する。
 - ④ 町内会・自治会の活動の一環として、避難所内での新たな自治組織の確立を支援する。また、市町村の災害対策本部、福祉救援対策本部との連携を密にし、避難生活の環境を整備する上でも重要な役割を担う。
- (2) 福祉救援対策本部が設置された以降
- ① 地区社協役員、福祉推進委員は、小地域におけるさまざまな取り組み内容を福祉救援対

策本部に通報し、市区町村全体の救援活動に合流する。

- ② 被災によって心に残された傷を癒し、生活の立ち直りのエネルギー、心理的な一体感、共感を生み出すうえで、近隣同士の助け合い活動の場である自治会などのさまざまな行事、交流活動などに取り組む。
 - ③ 要援護者の生活復興に関する検討を行い、支援する。
- (3) 保育所、特別養護老人ホーム、デイサービスセンターなどとの連携
- ① 地区社協役員、福祉推進委員などは、保育所、特別養護老人ホームなどによる在宅の要援護者のための福祉救援活動に協力する。
 - ② 把握した要援護者などの安否確認の結果を、地域の救援活動に取り組む施設関係者との間で共有する。

地区社協による救援活動の事例



- ③ 地域内の救援活動のうえで必要としている専門的な援助などについて、施設の専門職の助言、参加を得る。

第3節 民生委員・児童委員による救援活動の実際

視点

民生委員・児童委員の役割は、「市町村地域防災計画」において明確にされる必要があるが、その役割は次の点である。

- ① 市町村の災害救助業務への協力
- ② 地域における要援護者の状況把握と要援護者に対する個別援助活動
- ③ ボランティアとの協力とその活動への支援、地域における救援活動のネットワークづくりへの参加

民生委員・児童委員、あるいは民生委員児童委員協議会組織として、市区町村全域の課題、地域単位の課題、福祉救援対策本部における役割などに関して救援活動の方針を検討し、救援活動に取り組むことが重要である。

最低限行うこと

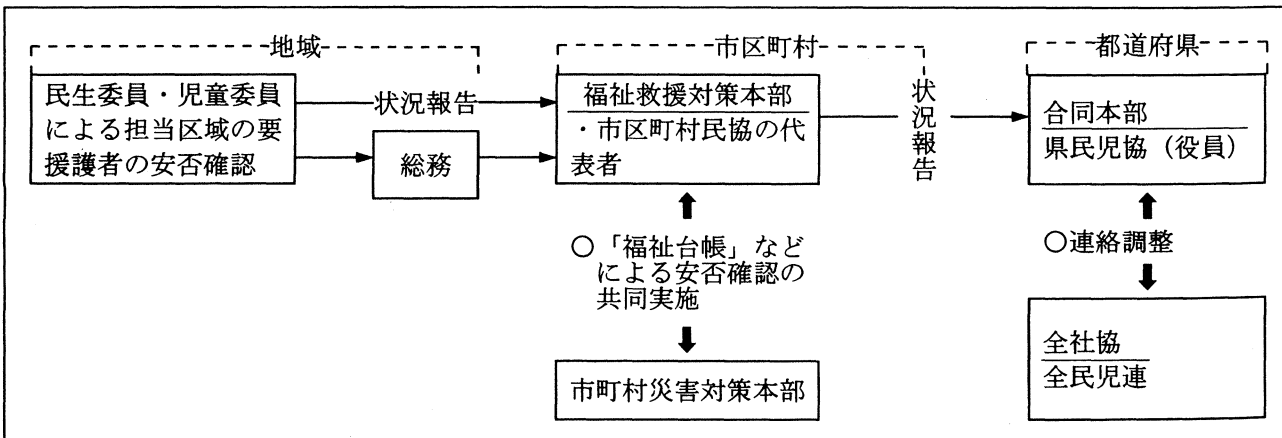
- (1) 市区町村全域の課題への取り組み
民生委員・児童委員は、市町村の災害対策本部が取り組む災害救助業務への協力を行う。
- (2) 地域単位での安否確認を中心とした救援活動の取り組み
 - ① 地区社協などによる救援活動と連携し、民生委員・児童委員が、日常的に広く行っている地域全般の状況把握や安否確認に取り組む。
 - ② 単位民協は、平常時から地域内の要援護者の生活状況などを「福祉台帳」などにまとめておき、社協、市区町村、在宅介護支援セン

ター、消防署などと共有化しておくとともに、発災時には「福祉台帳」などを活用して、ただちに安否確認を行う。

状況把握や安否確認のためには、平常時から各担当区域の民生委員・児童委員と連携した役割を担うボランティア（「見守りチーム」のメンバーなども含む）とが1チームとなって、「福祉台帳」をもとに各区域内の状況や安否について、把握し確認する。

- ③ 「福祉台帳」に基づいて安否確認を行った結果は、次の方法で、全体として集約する。
 - ア 単位民協総務は、単位民協内の民生委員・児童委員と連絡を取り、地域での活動が可能であるかどうか、把握する。
 - イ 単位民協総務は、活動が可能な民生委員・児童委員に対し、自分の担当区域内の「福祉台帳」に基づく安否確認に動くよう依頼。その結果の報告を受ける。
 - ウ 単位民協総務は、市区町村民児協の会長あるいは代表する総務などにその結果を報告する。

- (3) 福祉救援対策本部における役割
 - ① 福祉救援対策本部には、市区町村民児協の会長あるいは代表する総務などがその一員として常駐し、各民生委員・児童委員の指揮をとり、市区町村下の要援護者の状況把握や安否確認に努める。
 - ② 福祉救援対策本部において、代表総務、市町村、福祉救援対策本部の生活支援部門との3者が共同する「福祉台帳」に基づいた安否確認の結果を集約する。
 - ③ その結果を分析してから、福祉救援対策本



部の生活支援部門として個別援助の方針を策定、救援活動にあたる。

第4章 救援ボランティア活動への支援

第1節 救援ボランティア活動を支援するうえでの留意点

第1 救援ボランティア活動の特徴

福祉救援対策本部による救援ボランティア活動への支援にあたっては、ボランティアによる救援活動の基本的な考え方、特徴を明確にし、取り組むことが重要である。

(1) 救援ボランティア活動の目標

救援ボランティア活動の目標・意義は、被災者とボランティアが災害被害に対する共通理解、共感、励まし合いを土台に、被災者一人ひとりの生活ニーズに応えた個々の生活支援への取り組みを通じて、被災者が本来もっている自力での生活の回復を手助けし、生活手段の回復を支援することにある。

被災地の外からのボランティア活動による支援は、長期にわたる場合もあるが、やがて被災地のライフラインなどの生活手段の回復、被災住民の自治の回復状況に応じて終結し、その後は地元のボランティアグループなどを中心とした日常活動へと移行し定着するところに特徴がある。

(2) 被災者の心の傷、後遺症、ストレスなどに配慮した活動プログラム

被災者の多くは一瞬にして家を失い、あるいは家族、親族、友人を失うなどの結果、心の奥深くに大きな傷を負っていたり、後遺症に悩む場合もみられる。また、長びく避難生活のなかで、多くの被災者が心身の疲労、ストレスを蓄積しつつ、生活回復への見通しをもちにくい状況にある。

一方、被災地の外から救援活動にあたるボランティアは、初めてボランティア活動に参加した人も多く、テレビ報道などによって受けとめた悲惨な被災状況が念頭にあるため、「何でもお手伝いしたい」と意気込んだ心理状況にある場合が多く、その結果両者の間に心理的なギャッ

プや誤解が生ずることもある。

このため、福祉救援対策本部のボランティアセンター部門は、こうした被災者の心理や生活状況と、外部から救援にかけつけたボランティアの心理、希望などを考慮にいれ、生活救援の活動プログラムの内容を工夫することが重要である。

また、避難生活上のストレス解消につながる行事などを企画し、開発することが重要である。

なお、活動プログラムの開発に加え、ボランティア活動希望者の登録などを電話受理したときなどには、こうした災害時の心理面の特徴をよくオリエンテーションするとともに、福祉救援対策本部では、現地で活動する前に明文化した、「ボランティア活動の心得」をよく伝達し理解してもらうとともに、グループで集団行動することを厳守する。

(3) 行政サービスの原理と異なるボランティア活動の特質

避難所や自宅で不自由な生活を送っている被災者、特に要援護者の生活問題は個性が高く、行政サービスや災害対策本部による基本的なサービス提供だけでは解決が困難な場合がある。

ボランティア活動は、行政サービスの公平性の原理とは異なり、「必要なサービスを、最も必要としている人に、必要なときに提供する」点の特徴である。

そのため、行政の役割とボランティアの役割の違いを認めあい、共通理解を深めて、要援護者の生活問題が解決するよう連携した取り組みが必要である。

また、そのために、福祉救援対策本部のボランティアセンター部門は、行政の災害対策本部が提供しているサービスの内容をよく理解しておくこと、そして被災者の生活ニーズを分析し、「この人が必要としているサービスの全体像は何か」を明らかにしたうえで、そのうち行政サービスとして担うことがふさわしい事項、ボランティア活動によって担うことがふさわしい事項に区分し、ボランティアの特質を活かした活動プログラムを組み、ボランティアに提案することが必要である。

(4) ボランティアは被災地に負担をかけない「自給自足」を原則

被災地の外から救援活動に参加したボランティアは、被災地に負担をかけない「自給自足」を原則とする。

例えば、食糧・水・活動用機材などは持参し、また、ゴミは持ち帰りとする。被災地へは、通いを原則とする。

なお、福祉救援対策本部は、ボランティアが活動しやすいよう条件整備を図る。例えば、ボランティアリーダーなどが、早朝から夜間まで長時間活動する場合には、寝泊まりできる場所などを確保することなども望まれる。

第2 グループ活動の重要性の周知

阪神・淡路大震災では、ボランティアの80%が初めて活動に参加したと言われる。福祉救援対策本部のボランティアセンター部門、または合同本部において、ボランティア活動希望者を受け付けた段階で、被災者がおかれた極限状況、被災による心理的な傷害、避難生活ニーズの特徴などを踏まえ、ボランティア活動に取り組むうえでの心得、グループとしての動き方などを初めて参加したボランティアに対し周知することが重要である。

(例) ボランティア活動の心得－7か条

- (1) あわてる必要はありません。
(まず、怪我や事故に注意して。ボランティア活動をしていて怪我をしたのでは話になりません)
- (2) 手持ちぶさたや、暇を気にしない。
(空いた時間があれば周りの人の活動をじっくり観察し、次の活動に活かしましょう)
- (3) 気がついたら、まず行動。
(気がついたことや意見があれば、どんどんサブリーダーに申告し行動に移しましょう)
- (4) サブリーダーの指揮下に入る。
(各自がバラバラな行動をしていれは統制がとれません。必ずサブリーダーのもとで行動しましょう)
- (5) サブリーダーの指示は絶対のもの。
(班を把握し調整をとるのがサブリーダーです。サブリーダーは安全面も考えています)
- (6) 勝手な行動は謹んでください。

(二次災害等に対応できません。また、活動の妨げにもなります)

(7) みんなで協力して。

(一人ひとりのパワーは限られているが、みんなで力を合わせれば不可能が可能になるはずです)

第2節 救援ボランティア活動支援の実際

第1 ボランティア活動受入れ窓口の運営視点

(1) ボランティア活動受入れ窓口の開設と行政の災害対策本部への連絡

国土庁が定めた「防災基本計画」では、ボランティア活動への支援の窓口の役割を担うものとして、社協、日本赤十字社、ボランティア団体などがあげられている。

このため、「市町村地域防災計画」では、以下の内容について予め定めておく必要がある。その内容に基づいてただちに体制を整備し、ボランティア活動の受入れ窓口を開設する。

- ① ボランティア窓口業務は、社協、日本赤十字社、NGO組織やボランティア団体のなかで、どこが中心となって担うのか、あるいは協力しあって担うのか
- ② 市町村の災害対策本部のなかではどの部署が福祉救援対策本部のボランティアセンター部門との連絡担当となるのか

(2) ボランティア団体のネットワークの必要性

福祉救援対策本部は、自ら窓口を担当する場合でも、または複数の受入れ窓口が設けられる場合でも、被災地市区町村内で救援活動に取り組むボランティア団体の連携体制を確立していくよう努力する。具体的には、毎日定時に、各団体の代表者が集まった連絡会議を開催することなどが望まれる。

連絡会議のテーマとしては、以下の内容を盛り込むことが必要である。

- ① 避難所、または在宅の被災者のニーズと活動プログラムに関する情報交換
- ② 行政の災害対策本部のサービスや手続きなどの最新情報
- ③ 活動上や活動エリアなどでお互いに調整が

必要となる事項

④ お互いの活動から優れた点を学びあうこと

[被災地におけるさまざまなボランティア団体]

- ① 地元で従来から活動していたボランティア団体、生協、農協、企業や労働組合など
- ② 発災の後に新たに誕生した地元の救援ボランティア団体
- ③ 全国ネットワークで活動しているボランティア団体（NGO組織など）
- ④ 近隣の市区町村（社協）などが派遣してくるボランティア団体など
- ⑤ 個人ボランティア（個人ボランティアの集合体としての救援ボランティアグループ）

最低限行うこと

(1) ベテランのコーディネーターの配置

福祉救援対策本部に配置されたコーディネーターは、次の能力を身につけておく必要がある。

- ① 被災による住民の生活問題の特質（特に高齢社会に特有の被災者の深刻な状況、被災後の心理的な傷害、ストレスなど）に関する専門知識
- ② 多数が「初めてボランティア活動に参加した」という状況であり、初心者ボランティアへのさまざまな指導ができる指導力（救援ボランティア活動の特色と活動上の心得、被災者と接するうえでの最低限の約束ごと、余震などからボランティア自身が身を守るための方法など）

コーディネーターは、被災住民からのニーズを受けとめつつ、ボランティア活動による問題解決を図るために個別の活動プログラムを組むこととなるが、その場合、被災者、ボランティアからの要望を機械的に「調整」するだけではなく、ボランティアや被災者にとって危険なことなどはそのままでは依頼しない、引き受けないなどの判断も重要である。

例えば、医療関連の事項や、危険な家屋での家具持ち出しなどは、行政の災害対策本部の医療関係者、あるいは消防関係者などと協議、連携して取り組む。

(2) コーディネーターのローテーションのあり方

福祉救援対策本部のボランティアセンター部門には、常時、複数のコーディネーターが配置され、よく相談しあって、活動支援、コーディネートができる体制をとることが重要である。

そのためには、日常から配置されているコーディネーターに加えて、臨時雇用や合同本部及び各都道府県社協からの派遣などにより、コーディネーターの常勤体制を確立する必要がある。

特に、全国の社協ネットワークによって、臨時に派遣されたコーディネーターは、被災地の状況把握、地元のボランティア関係者や福祉関係者との人間関係、意思疎通などを密にするうえでも、一定期間継続的、安定的に配置されることが望まれる。

また、派遣されたコーディネーターが交替する場合には前任者と後任者とが必ず引き継ぎができるよう、一定期間は重複してコーディネートにあたることができるようにローテーションを組むことが必要である。

第2 福祉救援対策本部のボランティアセンター部門の役割

最低限行うこと

福祉救援対策本部のボランティアセンター部門が担う具体的な役割は、次のとおりである。

(1) ボランティア活動希望者の登録と受付の窓口の役割

- ① 専門技術をもつ活動希望者（医師、看護婦、介護福祉士、臨床心理士、保母、手話、特殊車両運転、建築士、通訳など）の登録を行う。
- ② 市区町村単位で組織化され、継続派遣が可能なボランティア団体などの登録を受け付ける。
- ③ 個人ボランティアの登録・受付を行う。

マスコミなどを通じて、個人ボランティアの受け入れを行う場合は直接被災地のボランティアセンター部門が受け付けるのではなく、いったんは合同本部が受け付けできるよう広報することが望まれる。

なお、現地に直接参加してきた個人ボランティアは、臨時のグループに加わって活動するよう支援する。

(2) 生活ニーズに対応したボランティア活動プログラムの策定と提供

福祉救援対策本部の生活支援部門との連携により、個別のニーズ解決のための活動プログラムを策定する。

要援護者にかかわらず、広く被災者からボランティアセンター部門に直接寄せられるボランティアによる救援活動を望むものに対する活動プログラムを策定する。

避難所など、定められた場所では、日常生活支援の内容が徐々に固まり、その結果、一定の活動部門（班など）が確立してくる場合がある。短期間のボランティア、日替わりのボランティアが多い場合などはリーダーやサブリーダーを定めておき、共同で活動プログラムを策定するよう努めることが重要である。

(3) ボランティアが活動しやすい条件の整備

活動上で必要となる機器・器材などは、福祉救援対策本部として確保するよう努める。

初めて参加するボランティアに対する「ボランティア保険」加入に関する情報を提供する。

初めて参加するボランティアに対して、個別に活動上の悩みの相談に応ずる。

行政の災害対策本部のボランティア担当者との連携を密にし、ボランティアが活動しやすいよう、行政として環境整備すべき事項などについて要望することができる信頼関係を確立する。

(4) ボランティア団体やNGO組織とのネットワークの確立

市区町村内で救援活動にあたるボランティア団体やNGO組織との情報交換及び連絡会議などの開催を行い、市区町村内のボランティアの連携体制を確立する。

第3 福祉救援対策本部のボランティアセンター部門の業務担当のしくみ

最低限行うこと

福祉救援対策本部のボランティアセンター部門は、その役割を發揮するために、次の業務担当をおき、それぞれの業務を分担して取り組む。

(1) ボランティア登録窓口の総務担当班

この班は、個々のボランティアへの支援を主たる業務とする。

申し込みがあった活動希望者の登録と受理

ボランティア保険の加入手続の相談と代行
ボランティアの生活関連（体調のこと、規則正しい食事、休養などに関する援助など）

NGO組織関係者との連携のための連絡会議への出席など

(2) 情報収集・広報班

避難所、在宅の要援護者ニーズ把握の結果の集約

アマチュア無線、もしくはパソコン通信などを活用した、避難所や他のボランティア団体事務所などとの通信

ボランティア活動の状況を他のボランティア団体などに情報提供

広く住民に向けた「救援ボランティア広報紙」などの発行

(3) 避難所生活支援班

避難所に対するボランティア活動のプログラム開発、活動指揮

避難者の生活支援の活動は早朝、夜間が重点。昼間は、高齢者や乳幼児の入浴サービスの応援、各種行事などのボランティア活動が中心となる。

(4) 在宅（要援護者）生活支援班

福祉救援対策本部の在宅生活支援部門の総合相談などと連携し、ボランティアによる生活支援の要請に応じて、活動プログラムの策定、コーディネート

移動入浴サービス、避難所などへの炊き出しなどのサービスプロジェクトの取り組みに対する調整

障害者、児童などの分野のボランティアグループとの連携 など

第5章 福祉救援対策本部の設置運営

第1節 福祉救援対策本部の設置

第1 福祉救援対策本部の役割

視点

市区町村社協に設置される福祉救援対策本部は、次の役割を担う。

在宅、避難所の住民、要援護者に対する福祉的な生活支援の活動

参考：「ボランティア活動登録カード（様式例）」

登録受付日 月 日

登録記録者 _____

災害救援ボランティア登録カード

①氏名		②年齢	歳
③住所			
④電話番号			
⑤連絡方法・留意点			
⑥資格・免許			
⑦できる活動内容 希望等			
⑧活動可能な期間・ 日時曜日等			
⑨参加要請の結果、決定 した参加日・活動先	月 日	日 ()	日 ()
	場所：	場所：	場所：
	月 日	日 ()	日 ()
	場所：	場所：	場所：
⑩ボランティア保険 加入有無	・ボランティア保険加入 ⇨ 加入済み これから		
	・地震特約保険加入 ⇨ 加入済み これから		

救援ボランティア活動に対する支援
小地域（校区・近隣）における住民の助け合
い活動などへの支援
最低限行うこと

福祉救援対策本部は、次の役割を果たす。

（１）在宅や避難所の要援護者などに対する福祉的
な生活支援の活動

被災者のうち、要援護者の生活ニーズに応え、
その解決のために、必要な緊急サービス、ボラ
ンティアによる生活支援などに取り組む。

（２）救援ボランティア活動に対する支援

被災地で支援にあたる広範なボランティアに
対して、適切な救援活動ができるようコーデ
ィネート業務を行うとともに、救援活動に取り組
むボランティア団体、NGO組織相互の情報交
換、及び活動のための条件整備、各種支援など、
ボランティアセンターとしての役割を発揮する。

（３）小地域における住民の助け合い活動などへの
支援

地区社協活動や民生委員・児童委員活動を通
じて、小地域における被災住民による相互の助
け合い、コミュニティ再生へ向けた取り組み
を支援する。

（４）常に市町村の災害対策本部と連携を密にし、
市区町村社協の特性を活かした救援活動を行う。

第2 福祉救援対策本部の組織

最低限行うこと

福祉救援対策本部には、市区町村社協の構成員で
ある以下の組織が参加し、各組織の連携をはじめ、
市町村の災害対策本部及び合同本部と連携をもって
救援活動を展開する。

地区社会福祉協議会の代表者
民生委員児童委員協議会の代表者
ボランティア団体連絡協議会などの代表
施設連絡会の代表
障害者団体 など

なお、福祉救援対策本部は、組織代表者が参加し
「本部会議」を開催し、救援活動方針などを決定す
る。

第3 福祉救援対策本部の業務

最低限行うこと

福祉救援対策本部は、前述の役割を担うために次
の業務部門を設置する。

総務部門
情報収集・提供部門
総合相談・ニーズ把握部門
在宅被災者生活支援部門
ケア付き避難所生活支援部門
一般避難所生活支援部門
ボランティアセンター部門
小地域・コミュニティ活動支援部門
救援物資調達・調整部門

第4 福祉救援対策本部「設置要綱」の策定 視点

福祉救援対策本部の目的、組織構成、業務部門、
方針などの決定方法、指揮系統、関係者との連携方
法などを「設置要綱」において明示し、その要綱に
そった運営が重要である。

「要綱」を策定することによって、次のような効
果が期待される。

福祉救援対策本部による救援活動は、社協を
構成する各団体（地区社協、民生委員児童委員
協議会、施設連絡会、障害者団体など）の共同
事業として実施されるものであり、関係者の共
通理解を深めることができる。

福祉救援対策本部による救援活動は、なによ
りも被災地住民の理解と参加を得て実施される
ものであり、そのために住民に対して、「福祉救
援対策本部は、どのような人びとが、どのよう
な業務部門をもち、どのような方法で被災者生
活支援を行うのか」を明示できる。

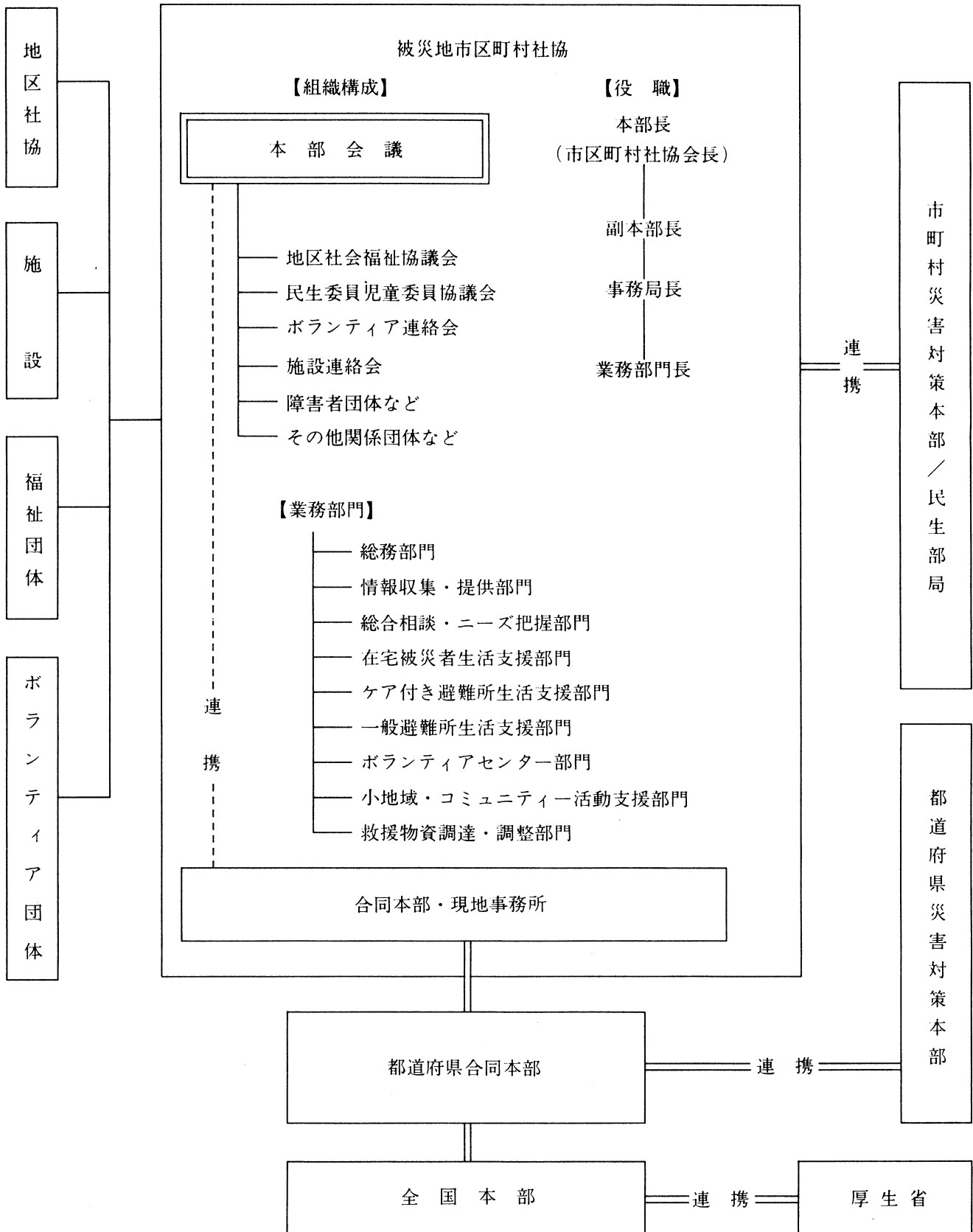
市町村の災害対策本部との連携、都道府県社
協との連携、全国の社協からの応援などの方法
について明示できる。

市社会福祉協議会福祉救援対策本部
設置要綱〔例示〕

1. 目的

〇〇市社会福祉協議会福祉救援対策本部（以
下「救援本部」という）は、〇〇市・地域防災
計画において定められた、社会福祉協議会が担
う「三つの役割」を果たすために設置するもの
であり、社会福祉協議会を構成する関係者が共
同して救援対策を行うための企画及び調整を図
るとともに、〇〇県社会福祉協議会福祉救援合
同本部（以下「合同本部」という）との連携し
た救援活動、ボランティア活動支援や救援活動

参 考：「福祉救援対策本部の組織・業務体制」



参 考：「福祉救援対策本部の一日のタイムスケジュール(例示)」

時 刻	被災者の動き、救援対策本部の動き	ボランティアの動き
～ 6：00	○前泊した本部スタッフ起床	○前泊のボランティアが参加
～ 7：00	○ケア付き避難所・朝食配布	
～ 8：00		
	○本部スタッフ会議(通勤者も含む)	○ボランティア、本部に出勤
～ 9：00		
～10：00	被災者からの電話相談等の受理と、生活支援のためのコーディネート	○ボランティアに対する活動提起
～11：00		
～12：00		○ケア付き避難所・昼食配布
～13：00	ケア付き避難所のニーズ把握	在宅被災者に対する個別の生活支援活動
～14：00		
～15：00	在宅被災者(要援護者)のニーズ把握	ケア付き避難所への炊き出しなど受け入れ
～16：00		
～17：00	○行政対策本部との定期協議	ケア付き避難所・夕食配布
～18：00		
～19：00	○夕食	○ボランティアミーティング (翌日の活動方針を検討)
～20：00	○市内ボランティア団体、NGO組織 連絡会議の開催	
～21：00		○ボランティア、本部を退出
～22：00	○本部スタッフ会議 (翌日の活動方針を検討)	○ボランティアリーダーはスタッフ会議 に出席
～23：00		
～24：00	○消灯	○消灯

のための各種条件整備等の役割を担う。

2. 組織

救援本部は、以下の各種団体をもって構成する。

- (1) 地区社会福祉協議会
- (2) 民生委員児童委員協議会
- (3) ボランティア連絡会
- (4) 施設連絡会（施設全体の連絡会がない場合は、特別養護老人ホームの連絡会、保育所連合会など、分野別の組織の代表が参加する場合もある）
- (5) 障害者団体、高齢者団体等福祉団体（各分野別に、組織代表が参加する）

3. 本部体制と職務

救援本部は、以下の本部組織を確立する。

本部長は、〇〇市社会福祉協議会会長がその任にあたり、救援本部の事務を総括する。

副本部長は、〇〇市社会福祉協議会副会長（あるいは常務理事）がその任にあたり、本部長を補佐し、本部長に事故ある場合にはその職務を代理する。

事務局長は、〇〇市社会福祉協議会事務局長がその任にあたる。

事務局次長は、〇〇市社会福祉協議会事務局次長がその任にあたり、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある場合にはその職務を代理する。

各救援活動の部門ごとに、班長を置く。

4. 本部会議の開催

救援本部には「本部会議」を設置し、本部を構成する組織代表により、事業計画、予算等救援活動の基本方針を協議する。「本部会議」は、本部長が招集する。

5. 救援活動の各部門の設置

(1) 救援本部に救援活動（事業）部門を設置し、主として次の事業を担当する。

在宅被災者生活支援事業

- ・ 在宅の要援護者の安否確認、緊急の個別生活支援、在宅福祉サービスの実施

ケア付き避難所生活支援事業

- ・ デイサービスセンターなどでのケア付き避難所の設置運営

ボランティアセンター事業

- ・ 〇〇市内のボランティア団体と連携した福祉救援活動の組織化及び支援

- ・ 〇〇県社会福祉協議会合同本部と連携した、応援のボランティア活動への支援

小地域活動支援事業

- ・ 地区社会福祉協議会における近隣助け合い運動の支援

- ・ 民生委員・児童委員、福祉推進委員などによる小地域ネットワーク生活支援活動の推進

情報収集・情報提供・総合相談事業

- ・ 被災状況の把握、行政情報の把握、ならびに各種情報の提供・発信

- ・ 被災者からのさまざまな相談の受理、解決へむけた取り組み

救援物資調達・調整事業

- ・ 福祉用具などを中心とした、救援物資の依頼、調達、配布

(2) 救援本部に総務部門を設置し、主として次の業務を担う。

「本部会議」の開催準備及び運営

各種事業部門相互の連絡調整

〇〇市（役所）災害対策本部福祉部局との連絡調整

〇〇県社会福祉協議会合同本部との連絡調整

本部要員（職員、及び合同本部から派遣された職員、コーディネーターなど）の勤務条件、生活環境などの整備

本部の事業に係る経理処理など

6. 近隣社協等からの支援の受け入れ

救援本部の設置にあたり、〇〇県社会福祉協議会との協議により、県内の近隣市区町村及び全国の社協による職員派遣（社協職員、在宅福祉関係職員、ボランティアコーディネーターなど）の応援を受け入れる。

7. 登録ボランティアに対する出勤依頼

救援本部ボランティアセンターは、下記の各種技術をもった登録ボランティアに対し、救援活動への参加・出勤を依頼することができる。

（その場合、天災担保付きボランティア保険への加入に要する経費の一部を補助する）

手話通訳ボランティア

点訳ボランティア
外国語通訳ボランティア
心理士などカウンセリング・ボランティア
アマチュア無線技術ボランティア
介護福祉士などの介護ボランティア

8. 経費、経理

救援本部の事業・諸活動、本部要員、設備・備品などの確保に係る諸経費は、〇〇市社会福祉協議会災害救援事業特別会計をもって処理する。

第5 福祉救援対策本部の拠点の確保 視点

福祉救援対策本部は、次の拠点や設備などを確保、整備する必要がある。

事務所機能（事務機器、活動用具などの備品を完備）の確立

救援ボランティア活動の拠点

緊急の在宅福祉サービス提供の拠点

また、ボランティア活動支援や緊急在宅福祉サービス提供のためには、ボランティアコーディネーターや在宅福祉サービス職員などが福祉救援対策本部のスタッフとして常駐する必要がある、そのための生活スペース（睡眠、食事、休養などのスペース）の確保も重要である。

「市町村地域防災計画」においても、予め拠点・事務所を定めておくことが必要である。

第2節 福祉救援対策本部の運営

第1 福祉救援対策本部、合同本部による発災直後の情報収集

最低限行うこと

発災直後、福祉救援対策本部設置までの間、社協として、福祉救援活動の取り組み方針を検討するうえで、次の点を把握することが必要である。

地域住民の被災状況

ライフラインの被災及び復旧状況

地区社協の役員、福祉推進委員などの救援活動の動向

在宅福祉サービスなどの利用者や建物設備の被災状況 など

また、福祉救援対策本部設置後の情報収集及び情

報受理の方法や、「情報収集・先遣隊」の派遣、情報把握及び伝達の着眼点は、次のとおりである。

(1) 情報収集源及び関係者からの情報受理

各地区の被災状況などに関する情報収集に努める。

社協の構成員、各種組織からの情報収集を重視する。

〔・地区社協役員・民生委員・児童委員・福祉推進委員・施設関係者・障害者団体など〕

行政、施設などからの救援活動などに関する情報収集に努める。

〔・市町村民生部局・民生委員・児童委員・施設関係者・医療機関など〕

(2) 「情報収集・先遣隊」の派遣

被災地の市区町村社協は、緊急出動・出勤できた職員の中から「情報収集・先遣隊」メンバーを選任し、情報収集にあたる。

被災地の都道府県・指定都市社協は、緊急出動・出勤できた職員のうち予め決めておいた「情報収集・先遣隊」メンバー候補の中から「先遣隊」メンバーを選任する。

都道府県・指定都市社協の「先遣隊」メンバーは、事務局長の指示のもと、被災地の市区町村社協に出向き、市区町村社協の「先遣隊」メンバーと協力しあい情報収集にあたる。

「先遣隊」は、収集した情報・判断を、1～2時間ごとに事務局長に電話などにより連絡する。

(3) 「先遣隊」による情報収集の着眼点、情報伝達のポイント

ライフライン（電気・ガス・水道など）、交通網の被災状況及び復旧状況

住民の被災状況、特に要援護者の被害・被災状況、生活状況

要援護者に対する近隣住民などの助け合いの状況、今後の活動可能性

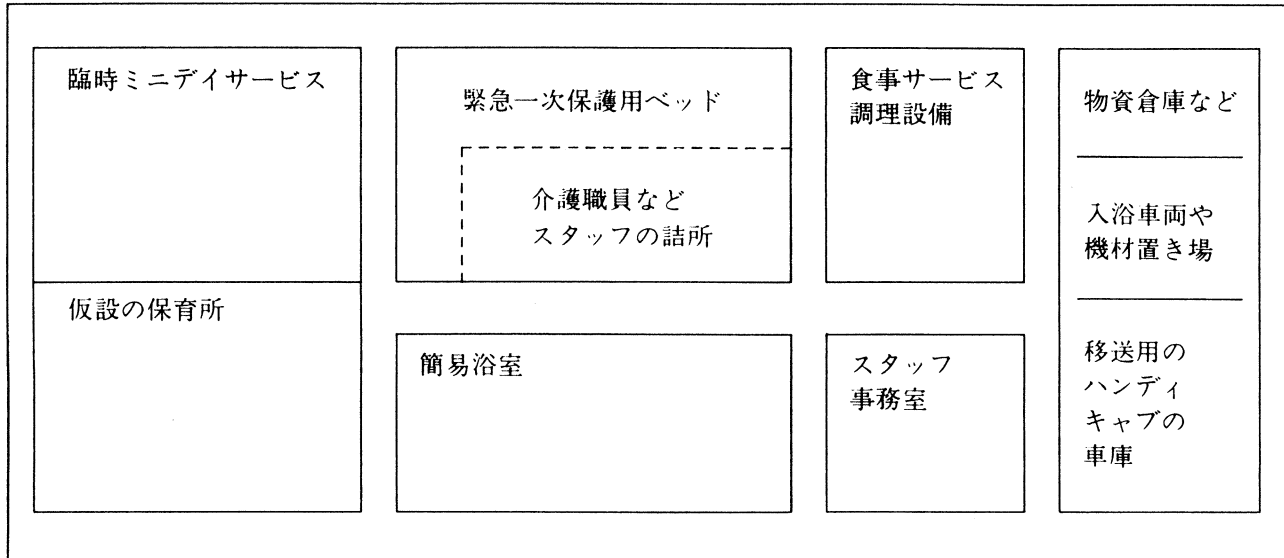
社協の役員、民生委員・児童委員、福祉推進委員自身の被災状況及び活動の可能性

障害者団体などによる救援活動の状況

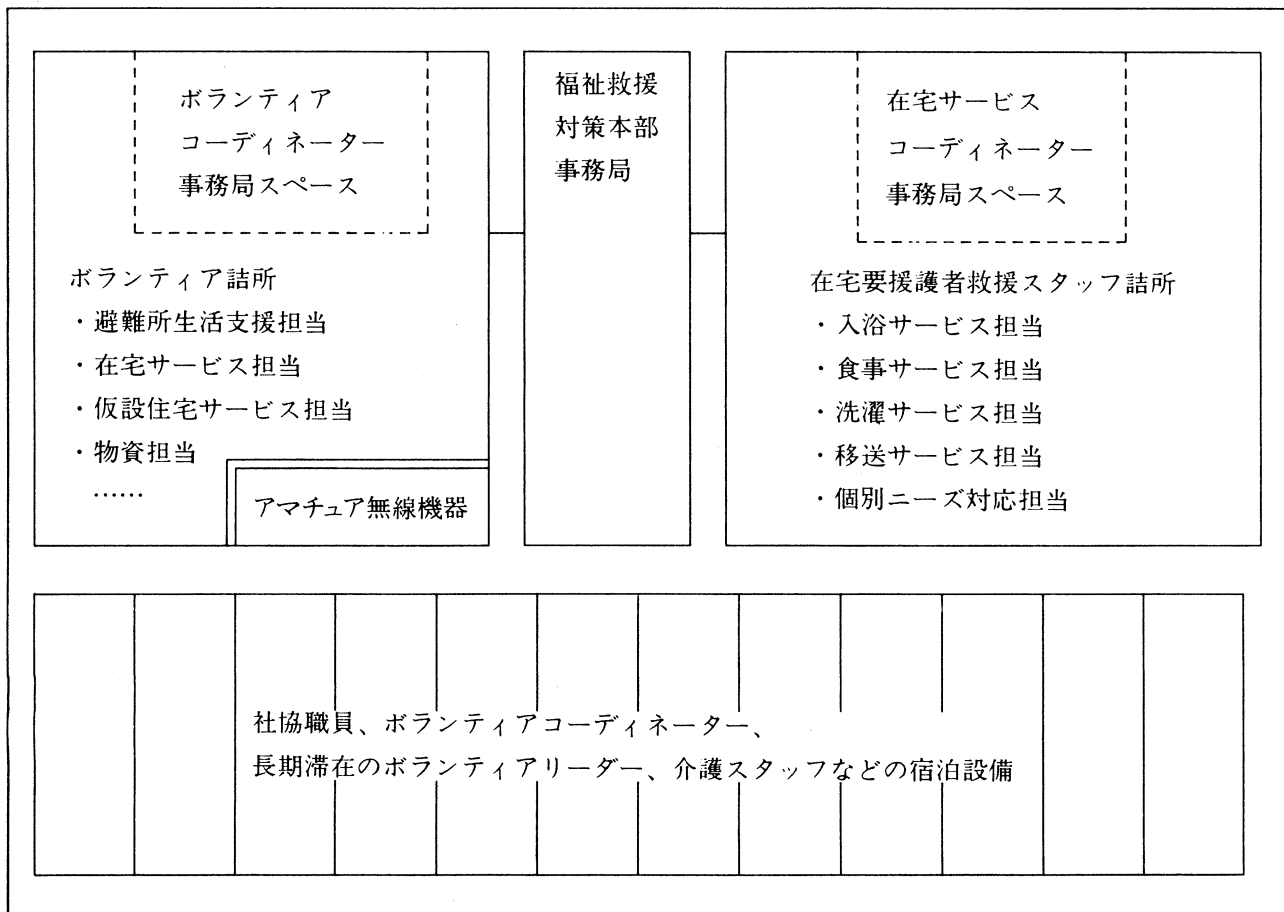
在宅福祉サービスなどの提供状況、サービス提供などが滞っている状況、回復予測など老人福祉施設、障害者施設、児童福祉施設

参 考：「福祉救援対策本部のボランティアセンター」設備の構想

〔1階〕



〔2階〕



などの入所施設の建物・設備の被災状況

デイサービスセンター、児童館、小規模作業所などの通所利用施設などの建物・設備の被災状況

市町村の災害対策本部の動向

総合判断（全国の社協ネットワークによる
救援活動の受け入れが必要であるかどうか）

第2 福祉救援対策本部と市町村行政、施設などの 連携

最低限行うこと

福祉救援対策本部が救援活動での役割を果たすためには、市町村内の社会福祉関係機関や団体の救援活動に関する取り組み状況などの情報交換、連携を密にする必要がある。場合によっては、上記の関係者が、福祉救援対策本部内に共同事務局を構成することなども考えられる。

第3節 合同本部の運営

第1 合同本部、現地事務所の役割

最低限行うこと

(1) 合同本部の役割

合同本部は都道府県社協に設置し、福祉救援対策本部に対し、次の支援を行う。

福祉救援対策本部の運営を直接支えるために、合同本部の現地事務所を設置運営するとともに、現地事務所に対し、全国の社協ネットワークを通じて、ベテランの社協職員などの派遣に取り組む。

被災地社協や行政が実施する福祉サービスなどでは提供が困難な緊急の在宅福祉サービスや救援物資などを外部で調達する役割を担う。

被災地の外から支援を希望している個人単位のボランティアについては合同本部が受付し、一定の組織だったグループ化をし、合同本部の現地事務所に周知し、活動に結びつける。

(2) 合同本部の現地事務所の役割

合同本部は、福祉救援対策本部のなかと同一建物、または近隣に「合同本部・現地事務所」を設置し、同本部と密接な連携をとりつつ、同本部が果たすべき役割を側面から支援する。

合同本部の現地事務所は、全国の社協ネッ

トワークによる職員などの支援体制を組み、被災を受けた市区町村社協が本来もっている機能や、福祉救援対策本部の機能が十分に果たせない期間、その機能を代わって担う。

個人ボランティアの受け入れは、合同本部が受付の業務（活動申込の受理・登録、活動しやすいようグループ化など）を行った後、合同本部の現地事務所が一定の組織だったボランティアグループ化し、福祉救援対策本部からの要請に基づいて活動をコーディネートする。

一定の期間が経過した段階で、全国本部、合同本部が復興状況を把握し、現地事務所が果たしている役割を福祉救援対策本部に移行するための協議を開始し、移行の方針を決定する。業務の移行措置は、段階的に行う場合もある。

第2 合同本部、全国本部及び被災地外の都道府県・ 指定都市社協間の協力関係

最低限行うこと

被災地の合同本部、全国本部及び被災地以外の都道府県・指定都市社協は、協力しあい、被災地に設置された福祉救援対策本部の取り組みを支援するが、その場合の留意点は次のとおりである。

(1) 現地事務所、福祉救援対策本部への社協職員 派遣

合同本部は、他県からの応援社協職員（福祉救援対策本部スタッフ）の必要人数、派遣希望期日などに関する被災地市区町村社協（または現地事務所）からの要望を集約し、取りまとめる。

被災地社協が複数にわたる場合は、被災地社協または現地事務所ごとに、必要人数、派遣希望期日などの要望を受け付け、取りまとめる。

合同本部と全国本部は合議のうえ、被災地以外の都道府県・指定都市社協に依頼する職員派遣要請のための「派遣計画」を策定する。

「派遣計画」は、派遣場所、派遣期間、派遣人数、派遣のうえでの留意事項などを内容としたものとする。

全国本部は、被災地以外の都道府県・指定都市社協に対し、「派遣計画」を示し、その具

体化のために各都道府県・指定都市社協との連絡調整にあたる。

(2) 全国本部と被災地以外の都道府県・指定都市社協との連携

- ① 全国本部は、合同本部との合議によって策定した「派遣計画」をもとに、被災地以外の都道府県・指定都市社協に対して派遣要請を行う。
- ② その場合、複数の現地事務所に派遣する場合には、全国をブロック単位に分け、ブロック単位で担当の現地事務所を決めるなど、各都道府県・指定都市社協が「派遣計画」を具体化しやすい方法などを工夫する。
- ③ ブロック内の都道府県・指定都市社協が、

大災害時を想定して平常時から災害援助協定などを締結することは、大災害時に職員派遣などを円滑にすすめるうえでも有効な方法である。

(3) 救援ボランティアと社協職員が合流した現地派遣の実施

被災地の現地事務所に社協職員を派遣する場合、社協職員だけを単独で現地に派遣するのではなく、救援ボランティアグループがその派遣に合流し、「〇〇県救援ボランティア」、「入浴サービスプロジェクト」や「炊き出しプロジェクト」などの組織を設置して、継続的で計画的な現地派遣を実施することも有効な方法である。

社協、ボランティア、民生委員関係 小委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

座長	戸塚 政男	東京都社会福祉協議会常務理事・事務局長
委員	塚口 伍喜夫	兵庫県社会福祉協議会事務局長
"	永島 剛	大阪府社会福祉協議会常務理事
"	岡部 和夫	北海道社会福祉協議会事務局長
"	小澤 勉	静岡県社会福祉協議会事務局長
"	内野 十三郎	全国民生委員児童委員連合会理事
"	山崎 美貴子	明治学院大学教授・東京ボランティアセンター所長
"	松尾 武昌	全国社会福祉協議会常務理事

オブザーバー	北本 広美	厚生省社会・援護局地域福祉課課長補佐
--------	-------	--------------------